

第44回オンブズマン九州ネットワーク交流会 鹿児島オンブズマン活動報告

2009. 10. 3 / 鹿児島市「中央公民館」

1. 経過について

2008年

- 2月17日 鹿児島オンブズマン定例会
- 24日 裁判準備資料作成（平和センターにて）
- 29日 鹿児島県内の公立高校の舎監手当等に関わる開示請求と記者会見
蔵元事務所裁判打ち合わせ
- 3月11日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題相談
- 12日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟 第2回口頭弁論（鹿児島地方裁判所）意見陳述
- 15日 薩摩川内高城温泉県道トンネル工事問題で打ち合わせ（ホテルマル善）
- 23日 鹿児島オンブズマン定例会
- 25日 県庁 鹿児島県立高校の舎監手当に関する開示（監査委員会分）
- 30日 第39回九州オンブズマンネットワーク交流会（佐賀市 欠）
- 4月5日 裁判資料作成（平和センターにて）
- 10日 蔵元事務所裁判打ち合わせ
- 23日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第3回）証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
- 5月8日 鹿児島県立高校の舎監手当に関する開示（教育委員会分）
- 13日 裁判資料検討会（平和センターにて） 蔵元事務所にて裁判の打ち合わせ
- 28日 薩摩川内高城温泉県道トンネル工事問題 公害調査会に調停申し入れ
- 6月8日 第40回九州オンブズマンネットワーク交流会（福岡市 欠）
- 11日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第4回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
- 29日 オンブズマン定例会（政務調査費裁判打ち合わせ 7人）
- 7月1日 蔵元弁護士事務所にて、次回裁判の打ち合わせ（鹿児島市）
- 4日 県教育委員会舎監手当問題で打ち合わせ（鹿児島市）
- 18日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第5回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
- 8月2日 薩摩川内高城温泉県道トンネル工事問題ミーティング（ホテルマル善）
- 26日 オンブズマン定例会（政務調査費裁判打ち合わせ 6人）
- 9月11日 蔵元弁護士事務所にて、次回裁判の打ち合わせ（鹿児島市）
- 17日 オンブズマン定例会（政務調査費裁判打ち合わせ 5人）
- 19日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第6回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
- 26日 オンブズマン 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（8人）
- 30日 蔵元弁護士事務所 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題対策会議（6人）
- 10月10日 蔵元弁護士事務所 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題対策会議
- 20日 薩摩川内高城温泉県道トンネル工事問題 第2回県公害調査会（県庁）
蔵元弁護士事務所 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題対策会議（鹿児島市）
- 24日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第7回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
蔵元弁護士事務所 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題対策会議（鹿児島市）
- 11月12日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（ホテルマル善 / 4人）
- 17日 薩摩川内高城温泉県道トンネル工事問題 第3回県公害調査会（県庁）
- 24日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（ホテルマル善 / 5人）
- 12月10日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第8回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
- 21日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（ホテルマル善 / 4人）

2009年

- 1月4日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題打ち合わせ（鹿児島市）
25日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（ホテルマル善／4人）
2月1日 オンブズマン定例会（政務調査費裁判打ち合わせ 4人）
6日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第9回） 証拠調べ（鹿児島地方裁判所）
11日 オンブズマン定例会（2009年「全国情報公開度ランキング」調査の取り組みについて 5人）
23日 鹿児島市役所、鹿児島県庁へ開示請求 始良地区内自治体へ開示請求
3月4日 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題ミーティング（ホテルマル善／4人）
19日 蔵元弁護士事務所 薩摩川内高城温泉県道トンネル問題対策会議（鹿児島市）
25日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第10回） 主張整理（鹿児島地方裁判所）
オンブズマン定例会（2009年「全国情報公開度ランキング」調査集約整理）
27日 枕崎市議会 「政務調査費訴訟」地裁判決
4月12日 オンブズマン定例会（2009年「全国情報公開度ランキング」調査集約整理）
24日 オンブズマン定例会（2009年「全国情報公開度ランキング」調査集約整理）
5月13日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第11回） 主張整理（鹿児島地方裁判所）
6月8日 オンブズマン定例会（2009年「全国情報公開度ランキング」調査採点 県、22市町）
24日 県庁（道路予算アンケート調査）
霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第12回） 主張整理（鹿児島地方裁判所）
8月7日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第13回）（鹿児島地方裁判所）
10月2日 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟（第14回）（鹿児島地方裁判所）

2、2009年「全国情報公開度ランキング」調査の取り組みについて

(1) 取り組み

- ①鹿児島での公開請求 → 2月一杯
②請求対象 鹿児島県 及び18市 始良伊佐管内自治体4町 23団体
③請求項目 i) 交際費
ii) 入札結果調書
ii) 鹿児島独自の請求項目
鹿児島では、独自に「入札後の契約変更調書」を開示請求しました。
「2008.1～12月に入札が行われた、落札結果及び契約後の変更にかかわる関連調書一式（土木と農政部局を対象とします）」

(2) ランキング

別紙

3、霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟について

- (1) 2007年11月16日提訴 事件番号 「平成19年（行ウ）第19号 政務調査費返還履行 請求事件」

(2) 主張整理

別紙

- (3) 2009年7月7日の「最高裁第3小法廷」の判決をうけて

別紙

①会派性について

- ②「市政に関する調査研究に資するため必要な経費に当たるかどうか」について

i) 支出の公益性について

ii) 霧島市政との関連性について

- (4) 次回公判 11月6日（金）10：00～

4、枕崎市議会の「政務調査費」住民訴訟提訴判決の問題点('09年3月27日)

【問題点1】

- (1) 政務調査について、各議員の広範な裁量権を認めている。
- (2) 姉妹都市視察研修(海外研修—中国視察・ソウル市視察)を認めている。

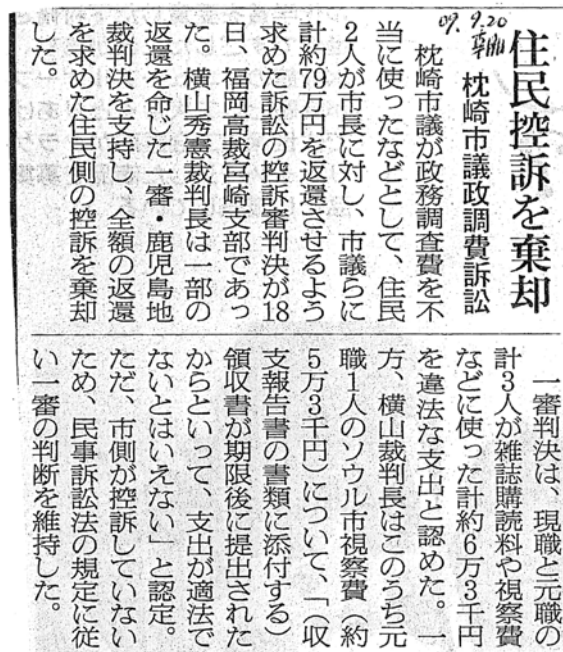
【問題点2】

- (1) 返還請求すべき額で、「精算後の政務調査費の追加請求はできない」との原告の主張に対して、被告は「違法支出になると認められた支出の合計額を除いた残りの金額が、もともとの交付額を上回るときは、返還請求すべき金員は生じないし、それを下回るときは、その差額の返金請求を行えばよい」と反論している。
- (2) 裁判所の判断は、別表2に示されているように、違法な支出と認められた総額ではなく被告の反論を受け入れた差額返還額になっている。

これらは、霧島市の政務調査費の訴訟にも関わってくる問題です。

※判決文は、<http://www.synapse.ne.jp/~aunion/20090327makurazaki%20seimehanketsu.pdf>

- (1) 2009年4月7日 福岡高等裁判所宮崎支部に控訴
→9月18日 住民控訴を棄却(一審の判断を維持する)



5、薩摩川内市 高城温泉県道トンネル工事問題について

3回委員会が開かれたが、被申請人である鹿児島県は調停に応じず、トンネル工事は中止しないと主張。09年2月調停を打ち切る。

(1) 調停委員会の問題意識

- ① 「トンネル方式によるバイパス工事は、泉温低下、温泉の枯渇への懸念」は、将来の懸念であり、公害紛争調停にあたるか、「環境基本法」に言う「公害」に該当するか、推し量っている。
- ② 被申請人が調停に応じない以上、委員会はしない。
- ③ 2009年2月委員会開催し、調停打ち切り。

(2) 工事の問題点

- 1) 道路工事に先立つ地質ボーリング調査において、既に泉温低下が生じており、平成12年度の県の調査において泉温低下が確認され、報告されている。トンネル工事がよる温泉への影響、泉温低下や温泉水量の減少乃至枯渇が生じる懸念は払拭されていない。もしこれらのことが生じれば、もともと温泉層エリアが小さい当地区において、代替ボーリング掘削などの手段は困難である(現温泉ボーリング地点から200m以内は、新たに温泉ボーリングを掘ることはできない!)

2) 川内高城温泉は、全国名泉100選に数えられる名泉であり、西郷さんも泊まった由緒ある温泉であり、かつての薩摩街道通過地点として、歴史的にも文化的にもかけがえのない県内有数の観光地であり、お狩場マラソン等各種団体イベントも行われており、地元にも深く愛されている。当初からトンネル工事の川内高城温泉に及ぼす影響を危惧し、平成12年2月にはトンネル方式によるバイパス工事について、県土木に撤回を申し入れてきた。

平成21年3月13日

調停の打ち切りについての見解

鹿児島県公害審査会調停委員会
委員長 宛

申請人及び代理人

申請人らが公害紛争処理法第26条第1項に基づき鹿児島県（代表者 伊藤祐一郎）を被申請人として調停申請した「平成20年（調）第1号事件」について、「調停の打ち切り」通知が出された一（「平成21年2月13日付公審第53号」）。申請人らは過日この間出された被申請人の提出文書についての見解を示し（平成21年1月9日「調停申請追加資料の提出」）、「被申請人の齟齬乃至事実誤認」等についての整理を求めた。申請人らは平成21年1月9日の「調停申請追加資料の提出」時に、当調停委員会に対し、「再度の調停委員会の開催」を求めたが、調停の出発点となる、「被申請人の齟齬乃至事実誤認」すら整理がなされないまま前記の通知が出されたことは遺憾である。

6. その他

(1) 公共工事関わる「入札後の契約変更調書」→ 各自治体の実態調査について

鹿児島県の公共工事にかかわる契約変更状況

別紙

(2) 自治体訴訟に関わる経費の実態調査について

①訴訟費用 → 行政訴訟経費相場がある？

②顧問弁護士経費 → 県と一体の顧問弁護士？

